

倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第11号

倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった時点において、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>イ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった時点において、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>職員（1週間の勤務日が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第19条第2号アにおいて同じ。）として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>イ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において<u>1日の勤務時間数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第23条 任命権者は、職員が当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 略</p> | <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において<u>次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>1日の勤務時間数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(委任)</p> <p>第23条 略</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。